

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

和 気 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 和気町地域

(1) 現況

本地域は、岡山県南東部に位置し周囲は吉備高原から連なる標高 200m～400m 級の山々に囲まれた平原地帯で南北方向に 1 級河川の吉井川が貫流している。農地は、この吉井川や吉井川に流れ込む王子川・金剛川・初瀬川などの支流沿いの平場地域に広がる農地と周囲山間部の集落周辺に広がる急傾斜地域にある小規模棚田とに大きく分類される。総農家戸数は約 1,300 戸、うち販売農家数は約 6 割で営農はいずれも稲作が中心である。本地域では高齢化等により生産者の減少が進んでおり、担い手や集落営農組織の確保・育成等の取組みにより、農地利用集積を推進する必要がある。しかし、特に山間部については耕作者がなく耕作放棄地となる農地が増加していることからこれを補正する取組を行うことが必要である。

これまで地域の共同活動によって支えられている農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理は、農村地域の集落機能の低下により適切な管理が困難となっており、農業者の減少を伴う農地利用集積の推進は、担い手農家等の負担の増加につながるとともに、農業・農村の有する国土保全や水源かん養等の多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念される。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進することにより、担い手の負担軽減に加え、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

また、生産条件の不利な中山間地域では、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積、地域の特性を生かした産地づくり等を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制と共に、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

さらに、環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取り組むことにより、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2項（中山間地域等直接支払）事業について次のとおり定める

（1）対象農用地基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（ア）特定農山村地域

旧和気町全域、旧佐伯村

（イ）過疎地域

和気町全域

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田 1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地 8 度以上 15 度未満の傾斜農用地を対象。

（2）集落協定の共通事項

特になし

（3）対象者

認定農業者に準ずる者として町長が認定するものとは、次のとおりである。

地域の実情に合わせて町長が認定する者。

（4）その他必要な事項

協定にあらかじめ位置付けられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和 11 年度までの交付単価について

1）既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

2) 土地改良事業等の実施

ア 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。

イ 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配区分外）となった場合は、地目の緩傾斜の単価とする）

3) 地目の変更

地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価とする）